

自衛官募集対象者情報の除外申請について

毎年、自衛隊が募集対象者へ案内を送付するため、自衛隊法などにに基づき、自衛隊に個人情報の適切な管理の徹底を求めた上で対象者の情報を提供しています。

自己の個人情報の提供を望まない方については、除外申請を提出していただくことでその情報から除外することとなりましたので、ご希望の方は次のとおり手続きをお願いします。

【募集対象者の個人情報提供】

対象者 安平町に住民登録している方のうち、令和7年度中に18歳および22歳になる男女で、日本国籍の方

・18歳になる方 平成19年4月2日から平成20年4月1日生まれ

・22歳になる方 平成15年4月2日から平成16年4月1日生まれ

提供する情報 氏名、生年月日、性別、住所

【除外申請】

受付期間 2月5日(水)～3月31日(月)

申請方法 下記窓口で手続きいただくか、町ホームページから様式をダウンロードし、書類を郵送してください。
また、右記二次元バーコードからも除外申請を行えます。



除外申請はこちらから

窓口・提出先 〒059-1595 安平町早来大町95番地
安平町役場総合庁舎（総務課）
〒059-1931 安平町追分中央1番地40
安平町役場総合支所（住民サービス課）

問合せ 総務課総務グループ ☎ 2511

「あびらスマートワーク推進協議会」を 設立しました

本協議会は、令和6年5月7日に締結された「あびらスマートワーク推進プロジェクト」に関する連携協定において、安平町が目指す将来像「子育てと仕事が両立できるまち」「若年層が働きたいと思えるまち」「新たな価値創出による認知度向上」を実現するために行う各種施策の相互連携と、地域課題や地域実情を把握している町の活動団体や企業と連携を図るため設立し、令和7年1月7日に「第1回あびらスマートワーク推進協議会」を開催しました。

第1回目となる会議では、関係団体から委員として選出された方に対し、連携協定の締結期間である令和9年3月31日までを任期として委嘱状を交付するとともに、当日の出席者で現在の取り組みの進捗や今後の事業展開などについて情報交換を行いました。

今後、本協議会における相互連携のもと、官民協働による地方創生の実現を目指していきます。

問合せ 総務課情報グループ ☎ 2511

